いしかわ百万石文化祭2023 オープニングイベント「文化絢爛」(仮称) 実施計画書策定業務委託に係る仕様書

1 業務名

いしかわ百万石文化祭 2 0 2 3 オープニングイベント「文化絢爛」(仮称) 実施計画書策定業務

2 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで

3 業務内容

業務の内容は、次に掲げる(1)から(3)とする。

なお、いしかわ百万石文化祭2023オープニングイベント「文化絢爛」(仮 称)実施計画書(案)(以下「実施計画書(案)」という。)は以下の点を念頭に おいて作成すること。

- ・「いしかわ百万石文化祭2023 実施計画(案)」等の内容を十分踏まえたものとすること。特に基本方針に示す6つの柱に沿った企画を提案し、石川の文化を一堂に集めた魅力的で工夫を凝らした内容にすること。
- ・石川の多様で多彩な文化を体験し、見て巡り、味わうことができる、楽しみながら、参加者が本県の文化の価値を再認識できるイベントとすること。
- ・国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体開催の意義が反映されたものとすること。
- ・会場への集客が見込めるステージや県民が足を運びたくなるような目玉となる企画などを含めたプログラムとすること。
- ・会場全体を効果的に利用し、周遊を促す企画やレイアウト等を提案すること。
- ・会場の使用条件等に合致した計画の企画提案を行うこと。
- ・障害者に配慮した計画とすること。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に配慮した内容とすること。
- (1) オープニングイベント「文化絢爛」(仮称)に係る実施計画の提案 実施計画には、以下のことを踏まえて提案すること。
- 日時・会場

日時:令和5年10月14日(土)、15日(日)

会場:しいのき迎賓館を中心とした兼六園周辺文化の森一帯

メイン会場:しいのき迎賓館(しいのき緑地含む)サブ会場:本多の森公園、いしかわ四高記念公園

② イベント内容

ア ステージイベントの提案

華々しく「いしかわ百万石文化祭2023」 開幕をアピールするオープニングセレモニーの提案及びキャッチフレーズである「文化絢爛」に相応しい多様

で多彩なステージイベントを企画し、下記に挙げる(ア) \sim (エ)を踏まえた提案を行うこと。

- (ア)メイン会場(しいのき迎賓館(しいのき緑地))、サブ会場(本多の森公園)と2ステージを予定しており、2ステージのプログラム等の企画を提案すること。
- (イ) ステージには、石川県内で活動する文化団体や民俗芸能等団体など(以下、「団体等」という)の演奏・演舞などのプログラムを企画に含めること。また、子供や若い世代の参加を促したプログラムを企画すること。
- (ウ) メイン会場では、オープニングセレモニー、下記イで示す著名出演者によるトークショーなどのステージをプログラムに含め、集客へ繋げる工夫をすること。
- (エ) サブ会場においてもプログラムの一部には下記イで示す著名出演者等を活 用したステージを企画提案し、集客へ繋げる工夫をすること。

イ 著名出演者等の提案

著名出演者及び司会者の候補者を提案すること。またステージに出演する団体等の選定方法等を提案すること。

- ※候補者は石川県出身・在住・在学実績・就業実績など石川にゆかりがあることが望ましい。
- ※複数の候補者を選定してもよい。
- ※ステージ出演の団体等の選定方法については、スケジュール等も含め具体 的な選定方法を提案すること。

ウ イベント会場の提案

(ア) ワークショップ・体験ブース等の提案

- ・県民総参加に相応しい企画内容とし、会場への集客が見込むことができる企画を提案すること。
- ・幅広い年齢層の来場者が多様で多彩な文化を体験し、楽しむことができる企画を提案すること。
- ・石川の食文化や伝統文化、伝統産業に関するワークショップ・体験ブースなどの文化を体感できる企画を提案すること。

(イ) 物産品販売、飲食店舗ブースの提案

- ・いしかわ百万石文化祭2023の基本方針に沿った物産品販売・飲食店舗ブース等の企画を提案すること。
- 集客が見込むことができる魅力的な出店ブースを提案すること。
- ・飲食販売ブースでは、新型コロナウイルス感染症対策のうえでの飲食可能エリアを提案するなど、イベント会場設計には工夫したブース配置を検討すること。
- (ウ) 異文化交流・国際交流ブースの提案
 - ・異文化交流ブース等の文化を通じた国際交流の機会を提案すること。
- (エ) いしかわ百万石文化祭PR・県内観光PRブースの提案
 - ・「いしかわ百万石文化祭2023」開催期間中におけるイベントPRから県内観光PR(市町観光PR)などの情報発信ブースを提案すること。

(オ) 会場の周遊を促す提案

・しいのき迎賓館を中心とした兼六園周辺文化の森一帯を効果的に利用し、周 遊を促す企画等を提案すること。 エ 基調講演等の提案

石川県立美術館館長 青柳正規氏(元文化庁長官、東京大学名誉教授)による 基調講演等の実施を提案すること。

- ※会場は周辺文化施設(石川県立美術館又は石川県立能楽堂)において実施することとし、集客が見込める企画を提案すること。
- オ 全国障害者芸術・文化祭に関連した提案 障害のある人の芸術文化活動の発表の場となる提案を行うこと。
- カ 周辺文化施設等との連携企画の提案

イベント会場周辺で行わる他のイベント等の調査・調整を行い、連携した企画提案を行うこと。また、周辺文化施設とイベント会場の周遊を促すような施設と連携する企画を提案すること。

③ 会場レイアウト計画

会場(場内及び周辺)のレイアウト、ステージ・会場装飾の提案を行うこと。 なお、会場レイアウトは、以下のことに配慮すること。

- (ア) 会場内人員(来場者、出演者、出店者、その他関係者)及び会場周辺通行 客・車両等の安全確保
- (イ) 会場内及び会場周辺における来場者の動線
- (ウ) ステージイベントにおける出演者控え室、出演者等の動線
- (エ) 来場者の休憩スペース等の確保
- (オ) 雨天における対策
- (カ) 令和5年10月15日(日)の開会式を会場内で視聴できる体制
- (キ) 障害者に配慮した会場提案
- (ク) 会場図面、イメージパースなどの作成
- ④ 運営計画
 - ア 会場におけるステージ、受付、誘導及び警備等の提案を行うこと。
 - イ 業務フロー、緊急時(荒天、災害、傷病者)対応などの提案を行うこと。
 - ウ 運営組織体制(図)、スタッフ構成などの提案を行うこと。
 - エ スタッフの役割及び必要人員と配置人員、人員間の連絡体制等の提案を行うこと。
 - オ SDGsを意識した取組を併せて提案すること。
 - カ イベントリーフレット・チラシ等 P R 用印刷物の作成部数や配布方法等に ついて提案すること。
 - キ その他、行事運営に必要な提案を行うこと。
- ⑤ 交通規制計画

必要に応じて、会場周辺の交通規制等の提案を行うこと。

⑥ 業務スケジュール(令和4年度、5年度)

イベントの開催準備から終了に至る一連の業務スケジュールを作成すること。

※実施計画書(案) 策定に向けたスケジュールや提案内容毎のスケジュール等 を記載すること。

⑦ 実施経費 (詳細)

イベント開催年度(令和5年度)における実施経費を細目別に積算し整理して 提出すること。

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

⑧ その他、実施に必要な提案を行うこと。

(2) 実施計画書(案)の作成

上記(1)の提案内容を記載した実施計画書(案)を作成し、提出すること。 なお、受託者は契約期間内であっても、委託者より実施計画書(案)の原稿案の 提出依頼があった場合、その都度、別途指示する日までに委託者に提出すること。 その内容についても委託者と十分調整すること。

(3) その他留意事項

- ① 業務内容に含まれていない内容であっても、自社(共同企業体)の強みがあれば提案し、記述すること。
- ② イベント開催年度(令和5年度)の実施経費には、本事業の実施にかかる直接人件費、直接経費(報償費、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場設営・撤去費等)、一般管理費などの企画・運営、実施にかかる全ての経費を含めること。

ただし、イベント開催年度(令和5年度)実施経費の設定金額は、いしかわ百万石文化祭2023 オープニングイベント「文化絢爛」(仮称)のプログラムをすべて含めて22,000千円(消費税および地方消費税の額を含む。)を限度額とする。

※上記限度額は、あくまで企画提案上の事業規模を示すためであり、次年度の 発注額を示したものではない。

4 業務の進め方

- (1) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 受託者は、委託者が提供する「いしかわ百万石文化祭2023 実施計画(案)」等の内容を尊重し、可能な限り業務に反映すること。
- (3) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供するとともに必要に応じて出席すること。
- (5) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせ

てはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときはこの限りではない。

- (6)業務において個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて処理すること。

5 成果物の納品

以下を納品すること。

- (1) 成果物
- ① 実施計画書(案) 10部 (日本工業規格A4判縦で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする)
- ② 実施計画書(案)のデータを記録した電子データDVD-R 各1枚
- ③ 所要経費の見積(A4・様式任意) 1式
- (2) 納品場所

いしかわ百万石文化祭2023実行委員会事務局 (石川県県民文化スポーツ部 いしかわ百万石文化祭推進室)

(3) 納期

令和5年3月31日(金)まで

※提出に当たっては、随時委託者と協議を行い、その内容について十分に調整すること。

6 付記事項

(1) 受託者企画案の調整

当該企画案は、委託者と受託者の協議により調整できるものとする。

(2) 権利義務等の譲渡等

委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、 その内容等を変更することができるものとする。

7 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関

わる一切の手続きを行うこと。

(4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18 条及び第19 条を 行使することができないものとする。

8 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与する ものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出のうえ資料の 貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を委託者に返却 しなければならない。

9 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。 委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

10 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第 1 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において もこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目 的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するもの とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ委託者(以下「甲」という。)の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された 資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認

を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ち に消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したとき は、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況 について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。